

渋谷区立長谷戸小学校 いじめ防止基本方針

渋谷区立長谷戸小学校は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)、文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)、渋谷区いじめ防止条例に基づき、「渋谷区立長谷戸小学校いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という)を定める。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ必要がある。(法第2条)

1 基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童にとって、いじめは、一人一人の健全な成長への阻害要因となるだけでなく将来に向けた希望が失われるなど、深刻な影響を与えるという認識に立つ必要がある。本校は、以下の基本理念を掲げ、いじめの防止に取り組む。

- (1) いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) いじめは全ての児童に関する問題であり、いじめはどの集団にも、どの学校、どの児童にも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- (3) 児童の生命及び心身を保護することが最重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と連携し、解決を図る。

2 いじめ防止のための校内組織

- (1) 法第22条に基づき、「学校いじめ対策委員会」(以下「委員会」という)を置く。
- (2) 本校では、校務分掌に「委員会」を位置づける。メンバーは、学校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認めるものから構成される。
- (3) 委員会は、子供たちや学級・学年等の様子についての情報交換を行い、特にいじめの早期発見や早期対応が図れるようにする。また、学年・学級主任は、学年会等で学級の状況について話し合い、必要に応じて情報を提供する。
- (4) 委員会は、年3回の開催を原則とする。(6月、11月、2月)
- (5) 週1回の生活指導夕会の中で、児童の様子を共有し指導に生かす。必要に応じて「学校いじめ対策委員会」として開催する。
- (6) 教職員にいじめの相談があった場合は、随時委員会を開催し、具体的方策を確認し、事実認定、調査等を行う。
- (7) いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しつつ、本校教職員が共有できるようにする。

3 いじめ防止等の基本的な考え方と方策

児童のいじめを防止するために、学校全体でいじめの起きない雰囲気づくりに努める必要がある。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守るため、いじめ防止及びいじめの解消に向けた取組を以下の通り進める。

(1)いじめの未然防止

- ①本校は、いじめ防止について、児童が主体的に考える場を設定し、「いじめは絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合いの心、規範意識等を育て、望ましい人間関係を築けるよう学校全体で育成を図る。
- ②本校は、いじめの根絶に向けた啓発を行うとともに、いじめ防止の取組の充実強化を図る。
- ③本校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- ④日常より、児童同士による話し合いによる合意形成や意思決定の機会を設け、多様性や互いの良さを認め合える態度を育成する。
- ⑤具体的な方策
 - ・いじめに関する校内研修を、年3回以上実施する。
 - ・いじめに関する授業を、全学級で年3回以上実施する。
 - ・「SOS の出し方に関する授業」を高学年で年1回以上実施する。

(2)いじめの早期発見

- ①東京都ふれあい月間(6月 11月)の取組の中での全児童対象のアンケートを含めて、年3回以上いじめやいじめの疑いがある状況の把握に努める。
- ②教職員による日常的な声掛けや、校内巡視などにより、児童の様子を観察する。
- ③スクールカウンセラーや担任による児童面談により状況の把握に努める。
- ④必要に応じて、保護者・地域住民からの情報を収集する。

(3)いじめの把握に向けた取組 (事実確認)

- ①いじめやいじめの疑いのある事例が報告された場合、「委員会」において、情報共有を行い対応方針について検討を行う。
- ②校内の教職員が「当事者意識」をもち、「委員会」からの指示に基づき、役割分担を行い聞き取りやアンケート等を通して事実確認を行う。
- ③学校で把握した事実と今後の対応方針については、関係保護者と面談等で共有し、解決を図る。

(4)いじめの解決に向けた取組(早期対応)

- ①本校は、児童の生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、教育委員会、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決する。
- ②いじめを受けた子供等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- ③いじめを受けた児童と保護者に対してはケアを行う。その際にスクールカウンセラー等の活用を行う。
- ④いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤指導にあたっては、「いじめは絶対に許されない」という認識に基づき毅然とした態度で指導に当たる。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態(法第28条)

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合も「疑いがある」と考える。

(2) 重大事態への対応。

- ① 教育委員会への速やかな報告
- ② 教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置
- ③ 上記組織を中心に、事実確認の調査。警察、児童相談所などの関係諸機関との連携
- ④ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係や必要な情報の提供

5 学校と家庭及び地域等との連携

- (1) 本校は、家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう啓発を行う。
- (2) 本校は、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒を見守る取組を推進する必要があること、及びいじめの疑いがある場合には、関係機関に対して情報提供に努めることについて啓発を行う。
- (3) 基本方針を、学校だより、保護者会やホームページで周知し、協働して取り組めるようにする。

6 取組の評価・改善

本校は、各学校のいじめ防止の取組が適切に行われるよう、いじめ防止の取組を定期的に評価・改善する。年度末の学校評価も活用する。

7 その他

- (1) 全校で取り組んでいる異年齢交流「たてわり班活動」などを通して、児童の自己有用感や、自己肯定感の育成や他者への思いやりの気持ちなどを育み、いじめの防止に努める。
- (2) 専科教員が、低・中・高学年に副担任として所属する体制、朝の登校時の観察を組織的に行うなどの取組により、児童を複数の目でみていくことで、実態把握や情報の共有を進める。